

# (新) 高額障害福祉サービス等給付費のご案内

## 1. 制度の内容

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、下記の要件を全て満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの平成30年4月1日以降の利用者負担が償還されます。（申請が必要です）

### 【対象者の具体的要件】

下記（1）～（4）を全て満たす方

- （1） 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた方。（同一の介護保険相当障害福祉サービスを5年間継続して支給決定を受けていた必要はなく、複数の介護保険相当障害福祉サービスを継続し、通算して5年間にわたり支給決定を受けていれば対象となります）
- （2） 障がいのある方及び配偶者が、当該の障がいのある方が65歳に達する日の前日において、市民税非課税又は生活保護世帯に該当し、65歳以降に償還の申請をする際にも市民税非課税又は生活保護世帯に該当する方。
- （3） 65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上であった方。
- （4） 65歳まで介護保険サービスを利用していない方。（40歳～65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません）

※平成30年4月1日以前に65歳に到達していた場合も上記を満たせば対象となります。

### 【対象となるサービス各利用料】

- ・（新）高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス（「介護保険相当障害福祉サービス」及び「障害福祉相当介護保険サービス」）は以下のとおりです。

#### ○介護保険相当障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

#### ○障害福祉相当介護保険サービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型、居宅介護

## 2. 支給される償還額

- ・ 利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスから高額介護サービス費を差し引いた自己負担額が支給されます。
- ・ お支払いは、高額介護サービス費の決定後となり、数か月を要しますのでご了承ください。

### 3. 手続きについて

北見市保健福祉部障がい福祉課の窓口に、次のものを持参し、申請してください。

#### 【持参していただくもの】

①預貯金通帳	受給者のもの。
②領収書	利用しているサービスすべての領収書。提出がないものは合算対象になりません。利用者負担（1割負担分）と、食費や活動費等のサービスの対象にならない実費負担分の内訳がわかるものをご提出ください。
③受給者証	障害福祉サービスの受給者証。受給しているサービスすべてのものが必須です。
④個人番号	マイナンバーカードや通知など確認できるもの
⑤本人確認書類	免許証など顔写真があるものは1点 保険証など顔写真等がないものは2点

#### お問い合わせ先

北見市保健福祉部 障がい福祉課 支援係

北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所1階

TEL 0157-25-1136